

栃木県  
観光物産協会  
(とちぎDMO)

①周知（12/21）

・各市町  
・各市町（地区）観光協会

②申請書提出（12/22～1/20）

③補助金交付決定（1/29頃予定）

⑤実績報告（④完了後～3/10）

⑥補助金額確定通知（⑤報告後～3/16）

⑦請求書提出（⑥通知後～3/19）

⑧補助金交付（3/15～3/24）

ワーケーション  
利用者受入施設  
（宿泊施設、観光  
施設、飲食店等）

④工事・備品  
購入等の実施  
（③交付決定後）

## 1 補助対象事業者

ワーケーションの利用促進に向けたワーキングスペースの整備に取り組む、市町（地区）観光協会、宿泊施設、観光施設、飲食店等のうち、以下の条件を満たすもの

- (1) 栃木県内に所在する施設（店舗）を有し、大企業及び県外に本店を有する企業ではないこと
- (2) 栃木県が運用するスマートワーケーション専用ホームページにおけるワーケーション受入可能施設に登録し、継続的にワーケーション利用者の受入を行う者又は受入を行う意欲がある者
- (3) 各市町・市町（地区）観光協会及び周辺の宿泊施設と連携し、地域におけるワーケーションの利用促進に協力する者又は協力する意欲がある者

## 2 補助対象事業

ワーケーションの利用促進を目的とした、栃木県内に所在する施設（店舗）におけるインターネット環境の整備や専用スペースの確保に要する経費  
（例：Wi-Fiの増設や電源コンセントの増設などの工事費用、パーテーションなどの備品購入費用等）

3 補助率：補助対象経費の2/3以内

4 補助上限額：20万円／1事業者（申請は1回限り）  
※予算の範囲内での交付となるため、変更の可能性あり